

令和6年3月29日  
平川市告示第50号

## 令和6年度平川市結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 本市における少子化対策の強化並びに若年層の人口流入及び定住促進を図るため、新婚世帯の婚姻に伴う新生活に係る住居費及び引越費用の一部を予算の範囲内で補助するものとし、その補助について、平川市補助金補助金等の交付に関する規則(平成18年平川市規則第53号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和6年1月1日から令和7年3月21日までの期間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 継続補助世帯 交付決定年度の前年度に、受給した補助金額が補助上限額に達しなかった世帯、又は補助金にかかる資格認定のみの決定を受けた世帯をいう。
- (3) 住居費 婚姻に伴い住居を取得、賃借する際に要した費用で、住居の取得費(土地購入代は除く)、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料をいう。ただし、住宅賃貸費用に付随して発生する駐車場代、物件の清掃代、鍵交交代、火災保険料等の経費は補助対象外とする。なお、賃料の一括前払いや日割り家賃は、賃貸借契約に基づくものに限る。
- (3) リフォーム費 婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用で、補助対象期間に支払った費用をいう。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構及び外装塗装に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外とする。
- (4) 引越費用 前号の住居に引越する際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払った費用をいう。
- (5) 市税等 市税その他市の債権に係る徴収金をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付対象となる世帯(以下「補助対象世帯」という。)は、継続補助世帯又は補助金の資格認定申請時において、次の各号のいずれにも該当する新婚世帯とする。

(1) 以下により算出した世帯の所得が500万円未満であること。

(世帯の所得の算出方法)

次条に規定する資格認定申請日時点における直近の所得証明書をもとにした夫婦の所得を合算した金額とする。ただし、貸与型奨学金(公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。)の返済を現に行っている場合は、所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除する。

(2) 婚姻時に、夫婦双方の年齢が39歳以下であること。

(3) 夫婦双方の住民票の住所が入居対象となる住居の住所となっており、かつ申請日より2年以上継続して平川市内に居住する意思があること。

(4) 過去に本市又は他の市町村において同制度に基づく補助を受けたことがないこと。

(5) 市税等の滞納がないこと。

(6) 他の公的制度による家賃補助を受けていないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6に規定する暴力団員を含まないこと。

(8) こども家庭庁及び平川市による本事業実施に係るアンケート等へ協力すること。

(補助対象世帯の資格認定)

第4条 補助対象世帯として資格認定を受けようとする者は、平川市結婚新生活支援事業補助金資格認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 婚姻を証する書類(戸籍謄本又は婚姻届受理証明)

(2) 世帯全員の住民票(個人番号の記載がないもの)

(3) 新婚世帯の直近年度の所得証明書

(4) 新婚世帯の直近年度の納税証明書又は非課税証明書

(5) 貸与型奨学金の返済額がわかる書類(当該奨学金の貸与を受けている場合)

2 前項第2号及び第4号に掲げる書類は、市の公簿により確認可能かつ個人情報の

確認に同意する場合に限り、省略することができる。

(認定決定)

第5条 市長は、前条の規定により資格認定申請があったときは、その内容を審査したうえ、資格認定の可否を決定し、平川市結婚新生活支援事業補助金資格認定決定(却下)通知書(様式第2号)により当該認定申請をした者に通知するものとする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、令和6年4月1日から令和7年3月21日までの間に支払った、補助金の申請時点において現に居住している当該住居に係る住居費、リフォーム費及び引越費用の合算額(消費税及び地方消費税を含む。)とする。ただし、住居費、リフォーム費については、当該費用に係る契約名義が夫婦のいずれかであり、かつ、これらに係る費用の支払いを夫婦のいずれかが行っている場合に限る。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める費用を控除した額を補助対象経費とする。

(1) 夫婦双方若しくは一方が、勤務先から住宅手当の支給を受けている場合 当該住宅手当の額

(2) 夫婦双方又は一方が、本補助金のほか、対象経費について、他の公的制度による補助を受けている場合 他の公的制度による補助の額

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める費用を補助対象経費とする。

(1) 夫婦の一方が婚姻前に居住していた住宅に、婚姻を契機として他方が当該住宅に居住した場合 夫婦双方の住所が同一となった日以降に支払った費用

(2) 婚姻日前に新居を取得又は新居に係るリフォームをした場合 婚姻日前1年以内に婚姻を契機として取得又は実施したリフォームに係る費用

4 前各項の規定にかかわらず、第3条に規定する補助対象世帯に該当しなくなった場合、補助期間は当該事由が発生した日の属する月までとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額に相当する額とし、その上限額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 婚姻日時点における夫婦双方の年齢が29歳以下の場合 60万円

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 30万円

2 前項の規定にかかわらず、継続補助世帯の補助金の額は、交付決定年度の前年度の

補助上限額から当該世帯に既に交付した補助金を差し引いて得た額を限度とする。

3 前2項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、平川市結婚新生活支援補助金交付申請書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添えて、令和6年4月1日から令和7年3月21日までの期間に市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書(様式第4号)
- (2) 入居対象となる住居の工事請負契約書の写し及び契約金額の内訳明細がわかるもの(住居を新築又はリフォームした場合)
- (3) 入居対象となる住居の売買契約書の写し及び契約金額の内訳明細がわかるもの(住居を購入した場合)
- (4) 入居対象となる住居の賃貸借契約書の写し(住居を賃借している場合)
- (5) 住宅手当支給証明書(様式第5号)(住居を賃借している場合)
- (6) 住居費、リフォーム費又は引越費用を支払ったことを証する書類の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、継続補助世帯は、令和5年度平川市結婚新生活支援補助金申請時に提出している書類については、当該書類の添付を省略できるものとする。

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査したうえ、補助金交付の可否を決定し、平川市結婚新生活支援事業補助金交付決定兼額確定(申請却下)通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第10条 補助対象者は、前条の規定による通知を受け、補助金の交付を請求するときは、平川市結婚新生活支援事業補助金交付請求書(様式第7号)を、市長に提出しなければならない。

(決定の取消等)

第11条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令等に基づく市長の処分に違

反したとき。

(3) この告示に違反する行為があったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、当該取り消しに係る部分について、既に補助金が支給されているときは、返還を命じることができる。

(報告等)

第12条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、補助対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 補助対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和6年3月29日平川市告示第50号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。